

令和元年6月定例会 議案概要（議案第68号～第76号）

議案第68号	<p>和解について</p> <p>平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用のうち平成25年度及び平成26年度に実施したものに係る損害賠償請求において、和解案の提示があり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。</p>
議案第69号	<p>あっせんの申立てについて</p> <p>原子力損害の賠償請求に係るあっせんの申立てををするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。</p>
議案第70号	<p>財産の取得について</p> <p>取得する財産：消防ポンプ自動車 2台          取得予定金額：37,400,000円          取得の相手方：株式会社ダイトク 代表取締役 竹下 博</p>
議案第71号	<p>議決の変更について</p> <p>平成30年6月27日議会の議決を得た議案第86号中央公民館複合化・大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更する。          契約金額「548,898,120円」を「576,623,620円」に改める。</p>
議案第72号	<p>議決の変更について</p> <p>平成30年6月27日議会の議決を得た議案第87号中央公民館複合化・大規模改修（機械設備）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更する。          契約金額「536,784,840円」を「544,281,340円」に改める。</p>
議案第73号	<p>議決の変更について</p> <p>平成30年6月27日議会の議決を得た議案第88号中央公民館複合化・大規模改修（電気設備）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更する。          契約金額「380,973,240円」を「390,251,740円」に改める。</p>
議案第74号	<p>市道の路線の認定及び変更について</p> <p>道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。</p>

令和元年6月定例会 議案概要（議案第68号～第76号）

1 路線の認定		
路線名	起点	終点
上田一丁目17号線	上田一丁目395番2地先	上田一丁目404番3地先
黒石野二丁目21号線	黒石野二丁目26番39地先	黒石野二丁目26番43地先
黒石野二丁目歩行者専用道2号線	黒石野二丁目26番35地先	黒石野二丁目26番43地先
緑が丘一丁目14号線	緑が丘一丁目54番9地先	緑が丘一丁目54番8地先
東中野町5号線	東中野町271番2地先	東中野町271番8地先
中太田74号線	中太田北太田60番地先	中太田新田39番31地先
中太田75号線	中太田新田14番1地先	中太田新田14番4地先
中太田76号線	中太田新田25番676地先	中太田新田25番9地先
中太田77号線	中太田新田40番地先	中太田新田3地先
中太田78号線	中太田新田1番1地先	中太田新田13番1地先
中太田79号線	中太田新田4番地先	中太田新田11番2地先
中太田80号線	中太田新田11番50地先	中太田新田11番27地先
中太田81号線	中太田新田15番75地先	中太田新田25番608地先
中太田82号線	中太田新田11番75地先	中太田新田11番9地先
中太田83号線	中太田新田15番17地先	中太田新田15番278地先
中太田84号線	中太田新田15番7地先	中太田新田25番278地先
中太田85号線	中太田新田39番13地先	中太田新田25番119地先
中太田86号線	中太田新田15番53地先	中太田新田25番11地先
中太田87号線	中太田新田15番5地先	中太田新田14番5地先
中太田88号線	中太田新田48番地先	中太田新田39番11地先
中太田歩行者専用道6号線	中太田新田20番61地先	中太田新田20番74地先
中太田歩行者専用道7号線	中太田新田20番48地先	中太田新田20番58地先
中太田歩行者専用道8号線	中太田新田20番47地先	中太田新田20番60地先
中太田歩行者専用道9号線	中太田新田20番45地先	中太田新田20番278地先
前九年三丁目41号線	前九年三丁目203番27地先	前九年三丁目203番52地先
西鹿渡7号線	三本柳2地割28番35地先	三本柳2地割27番1地先

令和元年6月定例会 議案概要（議案第68号～第76号）

		2 路線の変更					
		路線名		起点		終点	
		仙北三丁目 22号線		仙北三丁目181番15地先		新	仙北三丁目169番3地先
						旧	仙北三丁目170番3地先
		向中野260号 線		向中野字鶴子7番28地先		新	向中野字鶴子7番42地先
						旧	向中野字鶴子7番35地先
		羽場釜淵谷 地線		新	羽場10地割100番5地 先	矢巾町大字赤林第3地割字釜淵谷地 40番地先	
				旧	羽場10地割100番4地 先		
議案第75号		盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議について					
		盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議に関し、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。					
議案第76号		盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議について					
		盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議に関し、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。					